

# 部活動に係る活動方針

青森県立六ヶ所高等学校

## 1 基本方針

- (1) 生徒が自主的、計画的かつ効率的に活動できるよう教育的な配慮をし、生徒の心身の健全な育成を図る。
- (2) 生徒の健康状態を十分に把握し、活動場所、活動内容などの安全管理に配慮して、事故の未然防止に努める。
- (3) 生徒の人権に配慮し、技術・競技力の向上の面だけでなく、生涯教育の一環として楽しみながら活動する面との両立を図る。

## 2 適切な運営のための体制整備

- (1) 部活動顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、各部活動の活動方針及び活動計画等を生徒・保護者に公表する。
- (3) 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう適正な数の部を設置する。
- (4) 部活動顧問は、相互の連携を図り、互いに協力し合いながら運営にあたる。
- (5) 外部指導者を積極的に活用し、部活動の活性化を図る。

## 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- (1) 校長及び部活動顧問は、生徒の心身の健康管理(障害・外傷の予防)に留意し、バランスのとれた学校生活への配慮を行う。
- (2) 校長及び部活動顧問は、活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等に留意し、事故防止に努める。
- (3) 校長及び部活動顧問は、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

## 4 適切な休養日等の設定

- (1) 校長及び部活動顧問は、学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (2) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- (3) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (4) 主要な大会等の時期を「ハイシーズン(大会2～3週間前)」として活動することができるが、その期間中も原則週1日以上休養日を確保する。
- (5) 定期考査前の期間や年末年始等の学校閉庁日等における休止日の設定も含め、年間で104日(平均して週2日)程度の休養日を確保する。

## 5 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、学校設置者が定める目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度にならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。